

令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、障害児保育事業に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、障害児の保育の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

2 前項の補助金に関しては、つくば市補助金等適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、つくば市内において、次のいずれかに該当する施設を運営する施設の設置者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により認可された保育園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の認定を受けた施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項により認可された幼保連携型認定こども園
- (4) 子ども・子育て支援法第29条第1項の市町村による確認を受けた施設

(補助対象児童等)

第3条 補助金の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。なお、複数の区分に該当する補助対象児童が在籍する場合、補助金額を比較して一番高い区分のみ対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象となる障害児を保育するために障害児保育担当職員を雇用し、その雇用に要する費用である。ただし、運営費の加算対象となる職員の人件費、他補助事業の対象となる職員の人件費については、経費の対象外とする。障害児担当職員は資格の有無や、雇用形態

は問わない。

（交付申請）

第5条 補助金を受けようとする補助対象者は、令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して提出する。

- （1） つくば市障害児保育事業費補助金所要額内訳書（別紙1）
- （2） つくば市障害児保育事業費補助金収支予算書（別紙2）
- （3） つくば市障害児保育事業費補助金事業計画書（別紙3）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助対象者（以下、「補助事業者」という。）に通知する。

（概算払）

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者の請求により、補助金交付決定額の50%以内を、概算払により交付できる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金概算払請求書（様式第3号）を提出する。

（変更申請等）

第8条 補助事業者は、第5条の規定による交付の決定通知を受けた場合において、補助事業の内容や決定額の増額等の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金変更等申請書（様式第4号）により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金中止等申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を

添付して提出する。

(変更承認等)

第9条 市長は、前条の規定による変更の申請、もしくは中止又は廃止の申請があったときは、申請書類の内容を審査の上、変更の場合は令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金変更等承認通知書(様式第6号)により、中止又は廃止の場合は令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金変更等承認通知書(様式第7号)により当該補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金実績報告書(様式第8号)を、次に掲げる書類及びその他市長が認める書類を添付して提出する。

- (1) つくば市障害児保育事業費補助金精算額内訳書(別紙4)
- (2) つくば市障害児保育事業費補助金収支決算書(別紙5)
- (3) つくば市障害児保育事業費補助金事業報告書(別紙6)

(補助金の金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書類の内容を審査の上、補助金交付の適否及び金額を確定し、令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により、当該補助事業者へ通知する。

(補助金の請求等)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金交付請求書(様式第10号)により、市長に補助金の交付を請求する。

2 第6条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前条の通知を受けたときは、令和7年度つくば市障害児保育事業費補助金概算払精算書(様式第11号)により、補助金の精算をする。

(補助金の取り消し)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することが不適当と認める事実があったとき

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて、その返還を命じる。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

a 対象障害児		b 対象区分	c 補助基準額	d 注意事項
①	身体障害者手帳 1級又は2級 療育手帳 マルA又はA いずれかの資料の提出がある児童。	重度	対象障害児1人あたりの補助月額単価 ・b欄の重度に該当する対象障害児① 月上限額 150,000 円	補助対象経費のうち実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額を比較して少ない方の額を補助額とする。 補助額に千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てる。 補助対象経費として認められるものは、本交付要項第4条のとおりである。 本補助金と同内容の補助金等を受給している場合は、補助対象外とする。 児童が複数区分に該当する場合は補助金額が一番高い額のみ対象とする。
②	身体障害者手帳 3級から6級 療育手帳 B又はC 医師の診断書等 医師により作成された診断名の分かる書類（指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等）及び各手帳に類する内容が確認できるもの。 いずれかの資料の提出がある児童。	中等度	・b欄の中等度に該当する対象障害児② 月上限額 100,000 円 ・b欄の軽度に該当する対象障害児③ 月上限額 50,000 円 ・b欄のアレルギーに該当する対象障害児④	
③	専門家からの意見書 障害福祉サービス受給者証 いずれかの資料の提出がある児童。	軽度	月上限額 30,000 円 年額は、補助月額単価×対象障害児の当該年度在籍月数	
④	アレルギー診断書 上記資料の提出がある児童。	アレルギー	なお、障害児保育担当職員の配置がない月については補助対象外となる。	